二　次のイ及びロに掲げる中小建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千八百円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四千八百円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材育成支援コース助成金の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

6　建設労働者技能実習コース助成金は、第一号に該当する建設事業主又は建設事業主団体等（以下「建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）　次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうちその雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下この(1)及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

(2)　前号イ(2)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の五分の四（中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

二　次のイ及びロに掲げる中小建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千八百円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四千八百円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材開発支援コース助成金等の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

6　建設労働者技能実習コース助成金は、第一号に該当する建設事業主又は建設事業主団体等（以下「建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）　次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうちその雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下この(1)及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（生産性要件に該当する中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

(2)　前号イ(2)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の五分の四（中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（生産性要件に該当する中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）